

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社南山開発（所在地 沖縄県那覇市）
に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 8 年 7 月 1 7 日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 小林 正哉
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 小田 健一
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社南山開発	沖縄県那覇市小禄 1 丁目 1 2 番 2 9 号

2. 指名停止措置期間： 令和 8 年 7 月 17 日～令和 8 年 11 月 16 日（4 ヲ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、令和 4 年度から令和 6 年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 8 年 3 月 24 日に沖縄県知事より 30 日間の営業停止処分を受けた。

5. 措置理由

上記 4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）第 1 条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 13 号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から 1 ヲ月以上 9 ヲ月以内